

地元施設のあり方に関する提案書

平成 19 年 10 月 19 日

はじめに

旧城巽中学校は、これまで、地域のふれあい、交流のシンボルとして、地域住民により活発な利用が行われてきました。

地域の代表的な祭りである「城巽まつり」の他、地蔵盆、体育祭や時代祭などのイベント開催時には、その会場として使われてきました。また日常的にも、学校施設内の自治会館やランチルームなどを活用した各種の会議、学習活動、また、グラウンドや体育館を活用したスポーツ活動などが行われてきました。さらには、地域の安全を守るための消防分団の詰所も置かれ、住民自らの手による地域防災の取り組みが行われてきました。

このように、旧城巽中学校は、地域との強いつながり、学校との連携の中で、地域にとってなくてはならない拠点としての性格が培われてきました。

こういった背景を踏まえ、京都市立音楽高等学校移転整備事業においては、旧城巽中学校に対する地域住民の熱い思いと愛着を十分配慮されることを切に期待しています。

1 地元施設の配置等について

地元施設（自治会館、消防分団詰所等）の配置等については、地域住民が気軽に利用できるよう、敷地内の適切な配置に十分留意されるとともに、学校施設利用者等（生徒、職員等）との動線に関しても配慮をお願いします。次に、地域として留意していただきたい事項を具体的に示します。

(1) 地元施設は、外からアクセスしやすい位置に配置すること。具体的には、油小路通側（旧正門側）からのアプローチを想定し、地元住民が分かりやすい位置となるよう配慮すること。

(2) 自治会館は施設の1階レベルに配置すること。

(3) 自治会館は、他の関連する諸室（体育館、多目的室B、和室）と近接する位置に配置すること。

(4) 自治会館とグラウンドが離れる場合は、その間の動線を適切に確保すること。

(5) 消防器具庫は、外部から出入りしやすい位置に配置すること。特に、火災発生時の消防器具の迅速な持ち出しができるように配慮すること。

2 自治会館のあり方について

自治会館では、地域の各種団体による会議や会合の他にも、生涯学習、趣味活動、選挙投票所や独居老人の会食など、幅広い活動が行われています。こうした多様な使われ方に対応できるよう、適切な空間づくりをしていただきますようお願いいたします。次に、地元として留意していただきたい事項を具体的に示します。

(1) 30町(60人)の町会長会議で机、椅子が置ける広さを確保すること。

- (2) 地域住民が自由に使えるよう、学校施設部分と適切に区画し、管理区分及びセキュリティ区分に留意すること。
- (3) 子どもが安全に遊べ、高齢者でも安全に使えるよう、バリアフリーに配慮すること。また、床材についても、転倒等に対しての安全上の配慮を行うこと。
- (4) 冬は暖かく、夏は涼しい空間となるよう、適切な空調機能を導入すること。
- (5) 地域活動に必要な器具及び備品を収納できる適切な広さの倉庫を確保すること。
- (6) 自治会館の付属施設として、機能性の良いトイレ、専用の給湯室を確保すること。
- (7) 自治会館の利用者が駐輪できるスペースを確保すること。
- (8) 音楽高校として整備する多目的教室、和室を自治会館と近接、連携して、確保すること。

3 消防分団詰所及び消防器具庫のあり方について

消防分団は、地域防災にとって欠かせない存在です。特に、火災発生時などに迅速に活動ができるよう、消防分団詰所及び器具庫が適切な機能を有することが必要です。次に、地域として留意していただきたい事項を具体的に示します。

- (1) 消防分団詰所に近接した敷地内に、消防自動車が駐車できるスペースを確保すること。
- (2) 現状の消防分団詰所及び器具庫は、器具の増加の影響で手狭になっているため、適切な広さを確保すること。
- (3) 消防器具庫は、器具の出し入れを勘案し、前面道路からの段差解消に留意すること。また、緊急時に、消防分団員が迅速に消防器具を持ち出せるよう、セキュリティ上の配慮を行うこと。

4 屋外運動場及び体育館のあり方について

旧城巽中学校のグラウンド、体育館では、地域住民による各種のスポーツ活動(体育祭やペタンク、ゲートボール、グラウンドゴルフ等)が、夜間や休日を中心として活発に行われています。また、グラウンドでは、消防分団による消防訓練が行われます。こういった地域の利用に配慮した計画としていただきますようお願いいたします。次に、地域として留意していただきたい事項を具体的に示します。

- (1) グラウンドは、基本的に敷地南側配置を想定すること。
- (2) グラウンドについては、地域の体育祭を考慮し、1周 100m 程度のトラックがとれる

- ような規模を確保すること。また、消防訓練上、60mの直線を確保すること。
- (3) グラウンドは、できるかぎり土が望ましい。
 - (4) 体育祭や普段のスポーツ活動で使用する器具、機材等を適切に収納できる体育倉庫を確保すること。
なお、体育倉庫は、グラウンドと体育館の両方での利用することになることを前提とすること。
 - (5) グラウンドの夜間照明については、近隣に影響を与えないように配置に留意すること。

5 学校施設全体について

京都市立音楽高等学校移転整備事業における地元施設のあり方について、地域としての考えを示してきましたが、地元施設に対する配慮のみならず、音楽高等学校が全体として魅力的な施設となるような配慮も期待します。次に、学校施設全体の整備のあり方として、地域として留意していただきたい事項を具体的に示します。

- (1) 地域のシンボル施設として、良好な建物デザイン、敷地周囲の外構空間における植樹、アプローチ空間の快適さなどに配慮すること。
- (2) 学校関係者と地域住民との交流に配慮した施設とすること。
- (3) 地域の防災拠点として、適切な防災機能（避難所機能、災害時の支援機能等）を有すること。
- (4) 地域の人が常に居ることのできる「集いの場所」として、「気軽さ」、「オープンさ」を有する施設とすること。
- (5) 城巽の歴史が感じられる施設とすること。
学校と地域が共用できる多目的スペースやレストスペース（公園的な空間）を確保すること。
- (6) 周辺道路での不法駐車等がないように適切な駐車対策及び駐輪対策も講じること。
- (7) 御池通におけるにぎわい創出に配慮すること。